

2009年度
倒産法講義
民事再生法 8

関西大学法学部教授
栗田 隆

倒産法講義 民事再生法 第8回

第7章 再生計画

3. 再生計画案の決議（第169条—第173条）
4. 再生計画の認可等（第174条—第185条）

付議決定の要件（169条1項）

証明責任の点を無視して、要約して言えば、

- 手続的要件
 1. 一般調査期間の終了（議決権者の確定）
 2. 再生債務者等による報告及び報告書の提出
- 実質的要件
 1. 不認可事由の不存在
 2. 決議に付すに足りること（可決される見込みがあること）

議決方法（169条2項）

1. 期日おける議決
2. 投票による議決 一定の期間内に投票する
3. 両者の併用 議決権者は、その選択する方法によって議決権を行使することができる。

再生計画案の可決の要件（172条の3）

次に掲げる同意が必要

1. 出席または投票した議決権者の過半数の同意
少額債権者の保護のため
2. 議決権者の議決権総額の2分の1以上の議決権
を有する者の同意

約定劣後再生債権の届出がある場合には、次の2つの組に分かれて決議を行い、双方の同意が必要である（172条の3）。

1. 約定劣後再生債権者の組
2. それ以外の再生債権の組

社債権者の議決権の行使（169条の2）

社債管理者による再生債権の届出（会社法705条1項）



本来の議決権行使方法（3項） 社債権者集会の特別決議
（会社法706条1項2号。ただし、同項柱書・676条8号により社債管理者が再生手続上の議決権を行使できる場合がある）



実際には特別決議は成立しにくい。再生債権者集会の議決権者を減らして、決議の成立を容易にする必要あり

現実的対応（1項） 個別に届出をした社債権者にのみ議決権を認め、その者に議決権を行使させる

✓ 120条の2第6項の債権を有する者についても同じ。

議決権の額（170条・171条）

議決方法		議決権額	
債権者集会における議決行使（169条2項1号・3号の場合）	確定済み（異議不可/170条1項ただし書）	確定債権額	
	未確定	異議なし	届出債権額
		異議あり	裁判所の定める額
投票による議決（債権者集会なし/169条2項2号）	確定済み	確定債権額	
	未確定	裁判所の定める額	

議決権の行使の方法等（172条）

- 代理人による議決権行使の許容
 1. 代理人は弁護士でなくてもよい。
 2. 代理権は書面で証明する必要があるが（規則90条の4）、書面の形式を制限する規定はない。
- 議決権の不統一行使の許容。次の者などに不統一行使の必要がある。
 1. 債権回収の委託を受けて自己の名において再生債権を行使するサービサー（債権回収業法11条1項）
- 議決権者1名、賛成者0.5名として計算する。

議決権のない再生債権

- 87条2項
 1. 開始後の利息債権等（84条2項）
 2. 手続開始前の罰金等（97条）
- 87条3項 債務超過状態にある場合の約定劣後再生債権
- 89条3項 外国で弁済を受けた部分
- 101条3項 再生債務者等が自認しているが届出のない債権

基準日による議決権者の確定（172条の2）

要件

1. 裁判所は、再生計画案を決議に付する旨の決定と同時に基準日を定めることができる。基準日は、その公告の日から2週間を経過する日以後の日でなければならない。

効果

- 基準日における再生債権者表に記録されている再生債権者が議決権者となる。
- その後の債権譲渡・届出名義の変更も許されるが、議決権者は変動しない。

再生計画案の変更（172条の4）

債権者集会で決議する場合には、

1. 再生債権者に不利な影響を与えないときに限り、
2. 債権者集会において、
3. 裁判所の許可を得て、

再生計画案を変更することができる。

✓ 付議決定前の修正（167条）と区別すること。

債権者集会の期日の続行（172条の5）

- 決議方法として、①債権者集会における決議又は②集会と投票の併用が採用された場合には、債権者の同意を得て、期日を続行することができる。
- 続行期日までの間に、計画案提出者は、再生計画案可決のための努力をする。
- タイムリミット（2項・3項）
 1. 原則として、最初の集会から2月以内
 2. 裁判所の決定により最大3月以内に伸長することができる。

再生計画案が可決された場合の法人の継続 (173条)

- 再生債務者自身が事業を再生する内容の計画案が可決された場合には、次の再生債務者について法人継続のための措置がとられる。
 1. 清算中若しくは特別清算中の法人
 2. 破産手続開始後の法人
- 法人継続の手続は、各法人の根拠法の定款変更に関する規定に従う。
 1. 株式会社 株主総会の特別多数決議（会社法466条・309条2項11号参照）

再生計画の認可・不認可の決定（174条）

- 次項の場合には、不認可
 1. 再生手続又は再生計画が法規に違反するとき
 2. 再生計画が遂行される見込みがないとき
 3. 再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 4. 再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反するとき 再生手続により債権者が受ける利益が破産手続による場合を下回るとき（弁済時期・弁済率を含めて、総合的に判断する）
- それ以外の場合は、認可

約定劣後再生債権の届出がある場合における 認可等の特則（174条の2）

- **要件1** 　いずれか一方の組で可決されなかった場合には、
- **要件2（権利保護条項）** 　同意が得られなかった種類の債権を有する者のために、破産手続が開始された場合に配当を受けることが見込まれる額を支払うことその他これに準じて公正かつ衡平に当該債権を有する者を保護する条項を定めて、
- **効果** 　再生計画認可の決定をすることができる。

再生計画認可の決定等に対する即時抗告 (175条)

- 再生計画の認可又は不認可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 再生手続開始時に約定劣後再生債権に優先する債権との関係で債務超過の場合には、約定劣後債権者は、即時抗告できない。

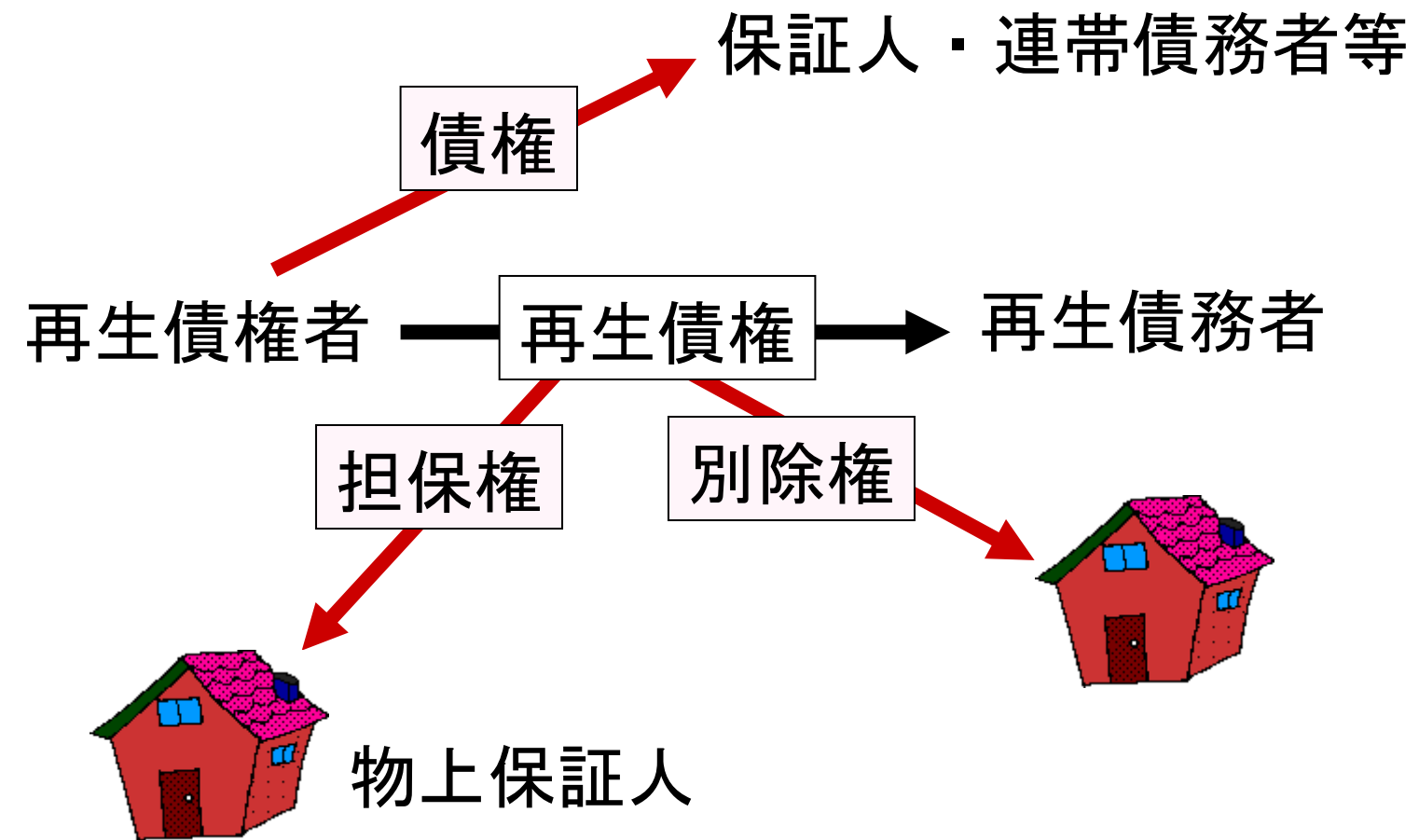
再生計画の効力発生の時期（176条）

- 再生計画は、認可決定の確定により、効力を生ずる。
- 即時に効力が生ずるとすると、その後に抗告審で取り消された場合に混乱が生ずるからである。

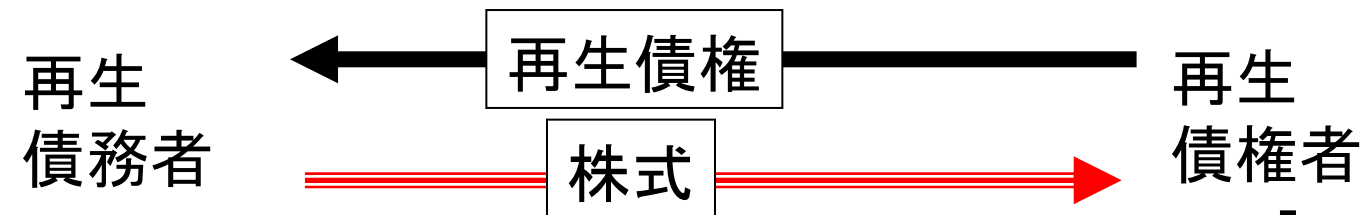
再生計画の効力範囲（177条1項）

- 再生計画は、次の者の権利義務を確定する。
 1. 再生債務者
 2. すべての再生債権者 議決権を行使できなかった者にも及ぶ
 3. 再生のために債務を負担し、又は担保を提供する者 158条の保証人や物上保証人等になる者

再生計画の効力を受けないもの（177条2項）



債務の株式化（DES）の場合



保証人等との関係で再生債権の消滅の効果がいつ生ずるかについては、見解の対立がある。

A) 再生計画に従い株式を取得した時 債権消滅の効果が生ずる金額

1. 当該株式に代えて支払われるべき金額
2. 株式取得時点での株式の評価額

✓ 「再生債権全額」の選択肢はありえない

保証人
求償権行使
の余地なし

B) 再生債権者が取得した株式を譲渡しあるいは配当金を受領することにより金銭を得た時に、その金額で消滅する。

再生債権の免責（178条）

- 再生計画に記載されていなくても免責されない債権
 1. 181条1項の債権 一般的基準に従って変更された債権として弁済される
 2. 再生手続開始前の罰金等の債務（97条） 全額が弁済される（155条4項、181条3項も参照）。
- 再生計画に記載されていないその他の債権は、免責される。
- 免責の効果
 1. 債務消滅説
 2. 自然債務説 手続中は自然債務としての効力も停止されるとの留保を付す見解もある。
- 178条の適用を排除する規定 216条・220条・238条・245条

届出再生債権者等の権利の変更（179条）

- 次の権利は、再生計画の定めに従い実体的に変更される。
 1. 届出再生債権及び
 2. 再生債務者等により自認された再生債権（101条3項）
 - ✓ 181条1項の債権も一般的基準に従い変更される
- 債権が確定している場合に限り（確定後にのみ）、権利を行使することができる。
- 変更された権利が原状に復する場合
 1. 再生計画が取り消された場合（189条7項）
 2. 再生計画の履行完了前に破産手続又は新たな再生手続が開始された場合（190条1項）

再生計画の条項の再生債権者表への記載等 (180条)

再生計画認可の決定が確定したときは、再生計画の条項を再生債権者表に記載する（1項）。

再生計画による変更の前後	記載に確定判決と同一の効力を認める規定	効力を受ける者
変更前の権利	104条3項	再生債権者相互(注)
	185条1項	再生債務者
変更後の権利	180条2項	再生債務者・再生債権者・保証人等

(注) 執行力は問題にならない。

届出のない再生債権等の取扱い（181条）

次の再生債権は156条の一般的基準に従い、変更される：

区分	債権者の 帰責性	順位
1号 付議決定までに、再生債権者がその責めに帰することができない事由により届出をすることができなかった再生債権	なし	同順位
2号 付議決定後に生じた再生債権	なし	同順位
3号 債務者が存在を知りながら認否書に記載をしなかった再生債権	あり	劣後 (2項)

別除権者の再生計画による権利の行使（182条）

- 不足額が確定した場合に限り行使できる。

再生計画により資本の減少等がされた場合の 取扱い（183条・183条の2）

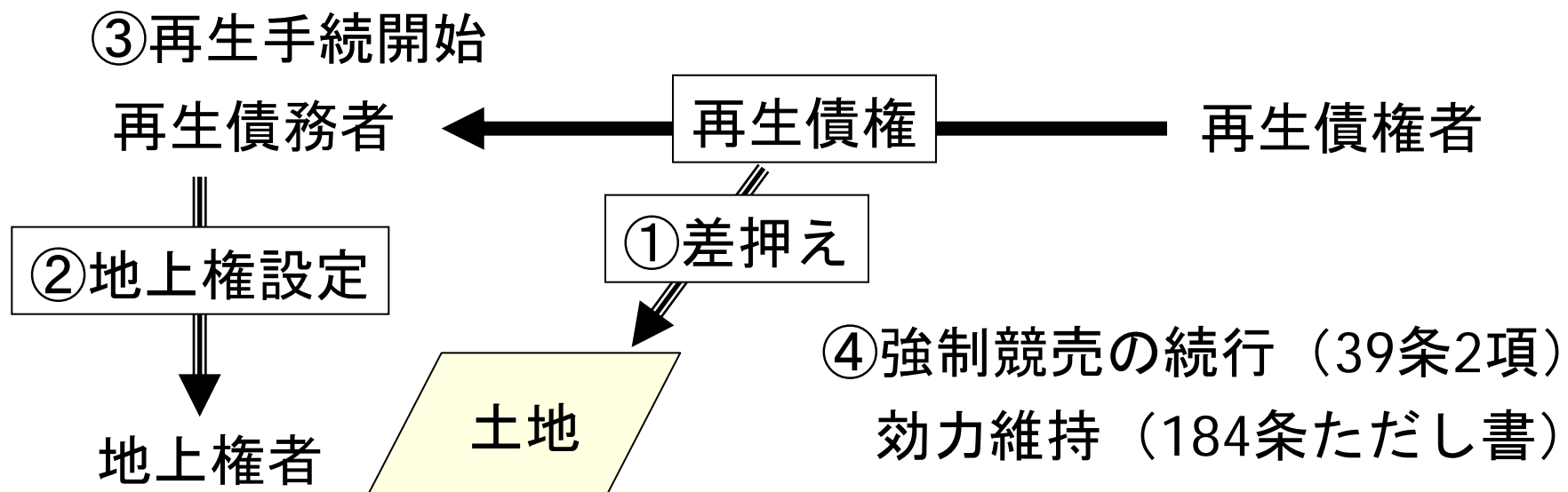
再生計画で定められた事項	特則	適用を排除される会社法の規定	
株式の強制取得			
株式の併合	会社法234条2項の許可申立ては再生裁判所が管轄する	116条・117条	登記申請の書類の特則（183条7項・184条3項）
資本金の額の減少	無効確認の訴えの不許	449条・740条	
発行可能株式数についての定款の変更			
募集株式の募集	募集事項は取締役（会）が決定する。201条3項から5項の準用	199条4項・204条2項	

中止した手続の失効（184条）

184条本文 再生計画認可の決定が確定したときは、第39条1項の規定により中止した手続は、その効力を失う。

1. 破産手続 終結決定や取消決定は不要
2. 再生債権に基づく強制執行等の手続／財産開示手続

184条ただし書の例



不認可の決定が確定した場合の再生債権者表の記載の効力（185条）

- 確定した再生債権については、再生債権者表の記載は、再生債務者に対し、確定判決と同一の効力を有する。
- ただし、再生債務者が102条2項又は103条4項の規定による異議を述べたときは、この限りでない。